原村中間教室
（教育支援センター）
ご案内

原村中間教室 （教育支援センター）	〒　391-0104　諏訪郡原村１２０１９番地１ 原村教員住宅２１内　原村中間教室 電話　０２６６－７９－７９２０　（子ども課教育総務係） ０９０－＊＊＊＊－＊＊＊＊（教室直通）

1 どんな教室ですか	学校へ行きたい・教室に入りたいと思っても、できない状態（不登校・傾向）が続いている原村内小中学校在籍の児童生徒のための教室です。 この教室は、困り感を抱いている不登校・傾向の児童生徒が、自由な雰囲気の中で安心して過ごしながら、学習意欲および登校意欲を高め、社会性や自立心等の向上と「生きる力」の育成を目指すものです。
2 どんなことをするのですか（活動例）	不登校・傾向の児童生徒が、安心して過ごしながら、自立・自律への道を求めるようにします。 （1）自由でのびのびと活動しよう ◇自分のペースと計画を大切にします （2）楽しく自分の課題に取り組もう ◇教科学習・コンピューター・読書・絵画・手芸など （3）みんなで楽しく過ごそう ◇運動・レクリエイション・調理・野外活動・奉仕活動・社会見学など （4）学力を伸ばそう ◇一人一人の歩みに応じた5教科の学習支援
3 出席はどうなりますか	この教室への通室は、「出席扱い」になります。 （この教室に来た日は「出席」として学校に報告し、学校に登校した児童生徒と同じ扱いになります）
4 誰が指導してくれますか	担当は、免許を所有している3名の指導員が、5教科（国語、社会、算数・数学、理科、英語）の学習指導や諸活動を指導します。 その他、原村教育委員会の職員や学習ボランティア等が支援してくれます。
5 どうすれば通室できますか	通室の手続きや相談は、次のようになります。 （1）保護者が児童生徒を通室させたいと希望するときは、学校および中間教室指導員とよく相談し、学校長が認めた上で学校から教育委員会（中間教室）へ申し込みます。 （2）学校で、当該児童生徒が中間教室への通室が望ましいと判断したときは、児童生徒及び家庭の承諾を得た上で、同様に学校から教育委員会へ申し込みます。 （3）退室については、保護者から学校に申し出ます。 （4）中間教室への通室と学校への登校の両方が可能です。

6 **学校・中間教室・保護者との関係はどうなりますか**	学校の籍はそのままで、在籍校にあります。 （１）「学校・学級へ戻りたい」という状況になれば、安心して復帰できるように支援します。 （２）常に、学校と中間教室間で連絡を取り合います。 （３）必要に応じて、保護者と面談をしたり、要望に応じていつでも相談したりする体制をとっています。

7 **教室の活動日と時間はどうなっていますか**	（１）開室日は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）です。また、平日の学校休業日は小中学校の予定(月暦)に準じます。 （２）活動時間は、原則として午前９時３０分から午後３時までです。日課については、下記を参照してください。 ※なお、通室時間や活動内容は、児童生徒の状況に応じて、指導員の先生が相談しながら決めます。

【一日の日程】　　９：１５までに来室

①	**第１時限**	**９：３０～１０：１０**
②	**第２時限**	**１０：１５～１０：５５**
③	**第３時限**	**１１：０５～１１：４５**
④	**第４時限**	**１１：５０～１２：３０**
⑤	**昼食・休憩**	**１２：３５～１３：２０**
⑥	**マイタイムⅠ**	**１３：２５～１４：０５（グループ・交流タイム）**
⑦	**マイタイムⅡ**	**１４：１０～１５：００（個人タイム）**

国語、算数・数学、社会、理科、英語の教科学習を中心に行います。

8 **通室について（服装・通室方法等）**	（１）服装は、原則として小中学校の決まりに準じたものとし、運動着も学校指定のものとします。 （２）通室は保護者の責任でお願いします。特に、交通安全には十分注意し、事故や事件に遭わないよう安全確保にご留意ください。なお、日本スポーツ振興センターの適用は可能です。 （３）出欠席の連絡は、保護者が確実にお願いいたします。